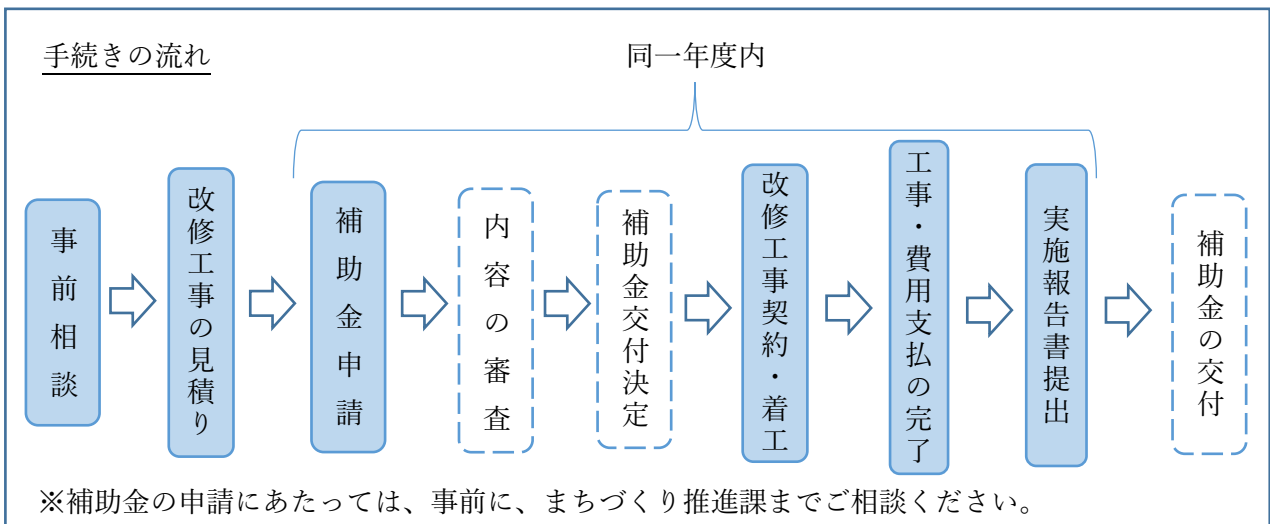


各務原市空家バンク登録物件改修補助

各務原市では、「各務原市空家バンク」に登録された物件を購入した方が、物件の改修を行う場合、改修にかかる工事費用の一部を補助します。

補助金額	補助対象経費の2分の1（上限50万円、1000円未満切り捨て） ※市外の施工業者による改修の場合は、上限30万円
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 各務原市空家バンクに登録されている空家を購入したこと ● 補助対象工事の着工前に、補助金の交付申請を行うこと ● 補助金申請から、実施報告書の提出までの手続きが同一年度内に行われること
補助対象者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 売買契約をした日から1年以内に補助金の交付申請を行うこと ■ 3親等以内の親族間における売買契約でないこと ■ 改修工事を行う物件に、補助金の交付を受けた日から3年以上居住する意思があること ■ 市税を滞納していないこと ■ 物件の改修工事に関し、過去に市から補助金又は同種の補助、助成等を受けていないこと
補助対象経費	物件の改修工事に係る経費を対象とし、次に掲げる経費は除く ①外構、車庫、倉庫等の改修工事に係る経費 ②家電製品その他の物品の購入及びその設置に係る経費 ③その他市長が適当でないとする経費

対象となる工事等の例



お問合せ・お申し込み

各務原市役所 まちづくり推進課

TEL 058-383-1997 (直通)

Mail machidukuri@city.kakamigahara.gifu.jp



「各務原市空家バンク」

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/sumai/1001763/1011974.html>



「各務原市空家バンク登録物件改修補助」

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/sumai/1001763/1021658.html>

